

平成 19 年 5 月 7 日

企業会計基準委員会 御中

流動化・証券化協議会

実務対応報告公開草案第 26 号「信託の会計処理に関する
実務上の取扱い（案）」に対するコメント

今般、標記公開草案に対するコメントを下記のとおり提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. Q 3 以外の流動化目的の信託受益権の取扱い

- ・本公開草案においては、これまでの信託の一般的な分類によるものとして、Q 1～Q 4 の分類により会計上の取扱いが述べられており、もっぱら、流動化目的の受益権の取扱いは、Q 3 で述べられている。

(確認)

金銭の信託や共同委託方式による信託においても、Q 3 を準用した取扱いが妥当と思われる信託の種類が存在する。例えば、(1)金銭の信託において、①信託勘定にて多数の貸付債権を購入し、受益権を優先劣後に分割して優先受益権を譲渡する場合や②信販会社等を通じて信託勘定から自動車ローンの貸付け（いわゆる提携ローン）を行い、受益権を優先劣後に分割して優先受益権を譲渡する場合、(2) 金銭債権の流動化を行うために複数の委託者が共同で信託を設定する場合で、その受益権が各委託者兼当初受益者から信託した財産に対応する経済的効果を実質的に反映している信託において、受益権を優先劣後に分割して優先受益権を譲渡する場合は、その実質をみて、Q 3 を準用した取扱いを行うことでよいか。

¹ 各委託者兼当初受益者は、それぞれ異なる劣後受益権を保有し、自らが信託した金銭債権がデフォルトした場合には、当該受益権の元本として現状有姿にて交付されるようなスキームを想定。

2. 信託行為における意思決定①

- ・ 4頁Q2のA3脚注7において、信託行為における別段の定めにより、当該受益者以外の特定の受益者や委託者、債権者等の合意を必要とする場合との記載がある。

(確認)

当該合意とは、信託に関する財務及び営業又は事業の方針の決定に該当する事項についての合意ということによいか。

3. 信託行為における意思決定②

- ・ 4頁Q2のA3脚注7乃至9において、信託に関する財務及び営業又は事業の方針の決定に該当する事項との記載がある。

(確認)

多くの信託は委託者と受託者の契約によって設定され、その契約に、受託者に一定の目的に従い財産の管理処分その他の信託目的の達成のために必要な行為をすべき旨を定めている。特に流動化目的の信託においては、信託財産の管理・処分の方法が信託行為に詳細に定められており、このような信託における「信託に関する財務及び営業又は事業の方針の決定に該当する事項」とは、「信託目的の変更」、「受託者の選任・解任」、「信託の併合・分割」、「目的外の重要な信託財産の処分（＝重要な信託財産の処分に関する信託契約の定めの変更）」や「これらに関する意思決定の定めの変更」その他これらに類似するものが該当すると考えてよいか。

4. 開示例について

・ 15頁参考（開示例）の記載がある。

（意見）

当該開示例は削除していただきたい。

（理由）

流動化目的の信託の場合、信託財産の管理・処分の方法が信託行為に詳細に定められており、信託契約の変更（管理方法の変更、信託の終了、信託財産の目的外処分等を含む）を一部の当事者で行うことができないように設定されている。特に、オリジネーター（委託者兼当初受益者）が受益権譲渡によりオフバランスを行う際には、一般的にはオリジネーターが当該信託財産を支配していないように仕組むことから、このような信託がオリジネーターの子会社に該当することはないと考えられる。開示例として記載されている取引は、一般的に子会社にはあたらないと考えられる流動化の取引事例であることから、開示例としては適切ではなく、流動化目的の信託の利用者等に誤解を生じさせないためにも削除していただきたい。

開示例を残す場合は、利用者等への誤解を生じさせないためにも、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」の開示例の記載と同様に、当該取引を開示する理由につき、明記いただきたい。その理由として、受益権の購入者が全て緊密者であることとする場合、そのことが当初から想定されていると、リーガル上の真正売買の判定に悪影響があることから、真正売買が成立しないことになるか、又はオリジネーターが当該信託を支配していないことに関してより厳しい内容とするかで対応するはずであるが、それもしていない極めてレアケースでおよそ一般的ではないものをあえて例示として記載するというのであれば、その必要性と利用者等への誤解を与えるデメリットを慎重に検討のうえ、判断していただきたい。尚、その判断においては、通常の流動化取引における受益権譲渡につき、受益権販売業者（証券会社や信託銀行等）がその取扱いを行い、オリジネーターは受益権の購入者が誰であるかを知りうる立場にないことにも留意していただきたい。

以上